



## 第5章 計画の推進管理

### 1 推進体制

#### (1) 計画の周知

食育基本計画の内容を広く市民・教育関係者・事業者等に周知するため、広報みしま・ホームページへの掲載などを行います。

また、食育・健康づくりの各種事業やイベントや出前講座など、あらゆる場面における周知を行います。

#### (2) 推進体制

計画を円滑に推進し、有効性を高めるためには、市民・教育関係者（教育・保育・医療・保健等関係者並びに食育に関する関係機関・関係団体）・事業者・市が情報を共有し、お互いの役割を理解し、市民参加と協働による食育推進活動の体制づくりが必要です。

市民、事業者等、市の役割・責務や、計画の推進体制は次のとおりです。

#### ①市民・教育関係者・事業者

**概要** 市民・教育関係者・事業者は食育を実践することに加え、行政（市）とともに協働で事業などを実施していくことが求められます。

**役割** 食育の実践などに積極的に参加します。

#### ②三島市食育推進会議

**概要** 三島市食育基本条例第16条に基づき、市長が委嘱する委員20名以内により組織されています。

**役割** 市長の諮問に応じ、食育の推進に関する事項について審議します。食育の推進に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

#### ③市

**概要** 食育推進事業の実施、食育推進会議の事務局、市民や事業者等を結ぶ窓口となります。

**責務** 計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、食育推進事業の実施などを行います。



## 2 進行管理

計画に掲げた基本目標を達成するため、取り組みの方向で示した施策の進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取り組みの内容を定期的に見直しを行います。計画する（PLAN）・実行する（DO）・点検する（CHECK）・見直す（ACTION）のPDCAサイクルを活用することにより、計画の進行管理を図ります。

